

こ かんじゃ けんり 子どもの患者さんの権利

にほんせいめいびょういん こうえきしゃだんほうじんにほんしょうにかがつかいさくてい いりょう こ けんしょう
日本生命病院は、公益社団法人日本小児科学会策定の「医療における子ども憲章」を
じゅんしゅ
遵守します。

けんしょう まも い か けんり さだ
憲章には、守るべき以下の権利が定められています。

- ひと たいせつ じぶん い けんり
1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利があります。
- こ いちばん こ さいぜん りえき かんが けんり
2. 子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を 考 えてもらう権利があります。
- あんしん あんぜん かんきょう せいかつ けんり
3. 安心・安全な環 境 で生活する権利があります。
- びょういん おや たいせつ ひと けんり
4. 病 院 などで親や大切な人といっしょにいる権利があります。
- ひつよう じぶん き も きぼう いけん つた けんり
5. 必要なことを 教 えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利があります。
- きぼう りゆう せつめい けんり
6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利があります。
- さべつ きず けんり
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利があります。
- じぶん かって い けんり
8. 自分のことを勝手にだれかに言われたい権利があります。
- びょうき あそ べんきょう けんり
9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利があります。
- くんれん う せんもんてき ちりょう う けんり
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利があります。
- いま しょうらい つづ いりょう う けんり
11. 今だけでなく将 来も続けて医療やケアを受ける権利があります。

2025 年 4 月
日本生命病院